

「佐賀県スポーツ活動継続支援事業」実施業務委託仕様書

1 委託業務名

「佐賀県スポーツ活動継続支援事業」実施業務委託

2 目的

県内のアマチュアスポーツ団体等が、コロナ禍にあっても停滞することなく、安全なスポーツ活動の維持を図ることができるよう、一般社団法人佐賀県障がい者スポーツ協会（以下、「本協会」という。）は新型コロナウイルス感染防止対策に必要な物品を障がい者スポーツ関係競技団体等（以下、「支援団体」という。）に配付することとし、それに係る業務を委託する。

3 業務期間

委託契約締結の日から令和3年(2021年)3月19日（金）まで

4 履行場所

佐賀県内

5 業務の内容

(1) 業務概要

支援団体が必要とする新型コロナウイルス感染対策支援物品（以下、「支援物品」という。）を調達し、配付すること。

① 支援物品カタログ及び申請にかかる書式等の作成

新型コロナウイルス対策として適切な支援物品一覧及び申請にかかる様式を作成する。

② 申請受付、内容確認、審査

申請内容を確認し、審査（※）を行う。

※支援物品一覧に記載されていない、支援団体特有の希望物品が申請された場合、コロナ対策として適切か否かの審査を行う。内容によっては本協会と協議のうえ決定する。

申請は1団体あたり1回のみとする。

③ 支援物品の調達、納品

支援団体から希望のあった支援物品を調達し、支援団体へ直接納付する。

④ 申請者からの支援物品代金の授受

・支援物品の購入費と送料の合計額が、上限額の範囲以内である支援団体については、全額本協会が負担する。

- ・物品の購入費と送料の合計額が、上限額を超える支援団体については、上限額までを本協会が負担し、超える分は支援団体が負担する。

(2) 調達物品の種類

支援団体の実情に応じて、細やかに対応をすること。

- ① 感染防止対策として必要な消耗品等
非接触型体温計、マスク、消毒液、ハンドソープ、手袋等
- ② 感染防止対策として必要な掲示物や大会受付用資材等
注意喚起パネル、誘導シール、飛沫感染防止パーテーション等
- ③ 感染防止対策として必要とする競技用具等
競技団体指定品（個別相談による）

(3) 支援団体の概要及び支援物品配付限度額

障がい者スポーツ関係競技団体等 20万円×25団体

6 業務終了後の提出書類

(1) 業務完了報告書

- ・事業の実施内容が確認できる写真等を提出すること。
- ・制作物について、確認できる現物及び写真等を添付すること。

(2) その他、本協会が指示する事項・資料等

7 その他の留意事項

- (1) 業務の遂行に当たっては、本協会と随時打合せをして行うこととする。
- (2) 本業務において打ち合わせを行った場合は、受託者がその都度議事録を作成し、提出する。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、本協会と受託者が協議の上、これを定めるものとする。
- (4) 制作に当たり、第三者（県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこととする。
- (5) 受託者が制作したデータや写真、イラスト、動画、文章等の著作権（著作権法第21条から第28条）に定める全ての権利を含む。）は、本協会に帰属するものとする。ただし、受託者が単に使用する場合には、本協会と協議するものとする。
- (6) 受託業務の内容については、最終的に本協会と受託業者が協議を行い決定する。
- (7) 業務の一部を再委託により実施する場合には事前に本協会と協議の上、行うこと。